

富山県告示第401号

特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 特別保護地区の名称

縄ヶ池鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

別紙図面に表示する区域

3 特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の特別保護地区

(2) 指定目的

当該地域は、砺波平野の南端に位置し、標高600mの山麓から高落場山や高清水山などの森林からなる区域である。区域内には夫婦滝などの谷川があり、また、ブナやミズナラ等の原生林となっており、鳥獣に好適な生息環境をなしている。このため、当該区域を、特別保護地区に指定し、行為の制限等を行うことにより森林性の野生鳥獣の生息地の保全を図るものである。

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

(自然保護課)

富山県告示第402号

特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 特別保護地区の名称

ねいの里鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

別紙図面に表示する区域

3 特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の特別保護地区

(2) 指定目的

この区域は、県民に自然に関する学習の場を提供することを目的に設置された県民公園自然博物館の区域であり、コナラ、ヤマザクラ等の落葉樹及びアカマツ、ソヨゴ等の常緑樹が多く、鳥類が好む実のなる木を豊富に含む林相となっていることから、環境省が作成したレッドデータブックに掲載されているミサゴ、オオタカ及びサンショウクイその他の鳥類並びにタヌキ、キツネ等の獣類が生息しており、鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護のため特に重要な区域である。このため、この区域を特別保護地区に指定し、鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場並びに環境教育及び環境学習の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。

なお、この区域の管理については、定期的な巡視の実施等により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

令和6年8月28日

4 落札者の氏名及び住所

NX・TCリース&ファイナンス株式会社

東京都港区東新橋1丁目5番2号

5 落札金額

63,280,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和6年7月17日

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年10月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 売却物品等の名称及び数量

乗用自動車 富山300ね7535 1台

(2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

令和6年12月23日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和6年10月9日から令和6年10月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限

令和6年11月6日（水） 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 入札及び開札日時

令和6年11月14日（木） 午前10時00分

- (2) 入札及び開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁入札室（本館1階）

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(3) その他詳細は、入札説明書による。

